

福田安志編『湾岸、アラビア地域における社会変容と政治システムーGCC 諸国、
イラン、イエメン』アジア経済研究所 2008 年

第 3 章

ハータミー期イランの地方行政改革：地方議会選挙実施と地方財政

鈴木 均

要約

2 年間に渡って実施された本研究会の趣旨は、湾岸産油国およびイエメンにおけるこの 30～40 年間の社会変動とその政治システムの変革に対する影響を、地域的・風土的・産業的条件あるいは伝統的な社会構造に着目しつつ同時代的経験として一貫して捉えようとするものであった。

本章においてはまず第 1 節において 1999 年 2 月、2003 年 2 月、2006 年 12 月と 3 回にわたって実施された全国一斉のショウラー選挙の際の新聞紙上における議論・報道を検討し、これによってイランにおける地方行政の変容とその方向性を明らかにする。第 2 節においては筆者がこれまで選挙の当日に現場に立会い仔細に観察する機会を得た第 2 回ショウラー選挙の事例を紹介し、新聞報道ではほとんど言及されていない地方中小都市（ルースター・シャフル）における選挙民の意識の一端を明らかにする。また第 3 節においてはこの間の国家財政関係の公開されている資料を検討することによって、地方行政改革の最も重要な指標となる地方財政上の変化の程度を跡付ける。

本論は現在のイラン社会の地方社会レベルにおける国民統合過程の顕著な事例である、市・町・村レベルでのショウラー（議会）の直接選挙の実施とこれにまつわる議論、またこれに伴って生じている地方財政上の変化を検討しようとするものである。

キーワード

イラン 社会変容 政治 地方 議会 ショウラー 選挙

はじめに——地方行政の変化とその要因

2年間に渡って実施された本研究会の趣旨は、イラン、サウジアラビアを含む湾岸産油国およびイエメンにおけるこの30～40年間の社会変動とその政治システムの変革に対する影響を、地域的・風土的・産業的条件あるいは伝統的な社会構造に着目しつつある共通した方向性をもつ同時代的経験として一貫して捉え、かつ描き出そうとするものであった。

本論は、革命期以来時代の潮流に大きく影響されつつ次第にその性格を変質させてきた革命後の国家的な国民動員組織であるバスイージの問題を扱った前章を受け、現在のイラン社会を特徴づけているもう一つの側面である地方社会レベルにおける国民統合過程の顕著な事例である、市・町・村レベルでのショウラー（議会）の全国一斉での住民による直接選挙の実施とこれにまつわる議論、またこれに伴って生じている地方財政上の変化の程度と方向性を検討しようとするものである。

本章の先行研究としては、これまで3回にわたった選挙の際の時事的な評論以外の長期的視野に立った論考はごく少ないが、そのような中で *Journal of Democracy* 誌はアフマディネジャート大統領が選ばれた2005年6月の第9回大統領選挙を受けて、「イランの奇妙な選挙」という特集を組んでいる。その巻頭論文の中でA.ナフィースィーはイランの保守化傾向を指摘した後で以下のように述べている。

「2005年選挙の背景を準備したもう一つの条件は、地方政治の重要性の増大であった。ハータミー時代に様々な政治的党派が地方選挙の場で相争うようになった。テヘランはイランの首都であると同時に突出した巨大都市であるが、その政治的重要性は相対的に減退した。国政レベルの問題が有権者の票をめぐる地方の問題と競わなければならなくなった。この事は実際に国民的なキャンペーンが重要になる場面でさえ親分子分関係や生活上の関心が突出してくることを意味していた。この傾向は保守派候補が経済問題に的を絞った効果的なキャンペーンによって市政選挙を席捲した2004年までの

段階で顕著になっており、この教訓はアフマディネジャードのキャンペーンにおいても未だに有効であった。」(Nasr [2005 : 12])

周知のようにイランは1979年2月10日にアーヤトッラー・ルーホッラー・ホメイニーの指導の下でイスラーム革命を成就させ、その後はホメイニーのヴェラーヤテ・ファギーフ理論を支柱とする革命国家体制を29年間にわたって維持してきた。また革命直後にはホメイニーの造語として広く人口に膾炙した「被抑圧者(モスタズアフアーン)のための革命」の旗印の下に、聖戦建設隊(ジハード・サーザンデギー)のような組織が遠隔の地方農村社会において献身的な奉仕活動を行っていた(1)。

だが同時に革命直後の1980年9月以来8年間続いたイラン・イラク戦争は、中東全域の政治的流動化を抑え込もうとする欧米諸国の分厚い支援を受けたイラクに対するイスラーム革命体制の防衛戦争としての性格を色濃くもち、成立直後の革命政権にとっては正に体制の存続を賭けた全面戦争の様相すら呈した(2)。

この戦争の影響は長期化するにつれて次第にイラン全国の隅々にまで様々な形で深刻な影響を及ぼしていった。イラン国内の農村・村落部で、シャヒード(殉教者)と呼ばれるこの戦争の戦死者を出していない所はないであろう。同時にこの戦争は戦後のイラン社会を農村・村落部に至るまでテヘラン中央権力のもとに統合していくための様々な制度的・人的な前提条件を準備した。そのうちの最も重要なチャンネルの一つが前章で扱われたバスィージ(元来は戦時の自発的な民兵組織)である。

筆者がかねてより論じているように、革命後のイラン社会の変化については首都テヘランやマシュハド、エスファハーン、タブリーズなどの主要な大都市を中心として語られることが多いが、これと併行して全国的に進行した地方農村・村落部の中小都市(筆者はこれをペルシャ語の新語を採用して「ルースター・シャフル」と称している)の形成を見ることによってこそ、その社会構造の変化の特質は最もよく捉えられるであろう(3)。

本章においては、1979年の「イスラーム革命」を契機とするイラン社会

の急激な変容過程を、イラン国家の歴史的な固有性を踏まえつつも広義の「近代化過程」ないし「国民国家形成過程」と捉え、その必然的な帰結として 1997 年～2005 年のハータミー政権期（特にその初期）における改革政策を位置づけようとするものである。1999 年に初めて実施され、現在までに 3 回を数えている全国一斉のショウラー（地方議会）選挙の実施は、その中でも最も顕著な内政改革上の成果であったと考えられる。

だが同時に見逃すことのできない点として、ハータミー大統領が推進した改革政策の直接の結果である地方行政上の変化と革命・戦争後の地域・農村社会において醸成された自治意識の制度的な動員が、結果として革命強硬派のアフマディネジャード大統領の登場を準備したという事実が指摘される。

その意味で 2005 年の新大統領登場から現在までのイラン政治の保守化傾向は、革命時代への回帰という表層的なスローガンとは別に、国内的にはイランにおける革命後の地方町村部社会の急激な構造変容の不可逆的な帰結として捉え直さなければならない側面をもっていると考えられる。勿論アフマディネジャード大統領の登場は、2001 年の 9.11 米国同時多発テロ以降の米国を中心とする対イランの外交的な包囲網の強化ということも大きな要因となっていることは言うまでもない。

1999 年以来実施されている全国一斉のショウラー選挙はハータミー大統領登場直前の 1996 年（ラフサンジャーニー大統領期）に立法化されたものであり、その法的根拠は 1979 年制定の革命憲法のなかにある。この点については好を改めて論じる。そしてさらにその淵源は歴史的には 1906 年の立憲革命期にまで遡り、また 1952 年のモサッデク政権期における民主化の理念も流入しているものと考えられる。

ほぼ 1 世紀前の立憲革命期と現在とでは、同じイラン社会といっても当然ながら社会構造上の大きな変化が存在しており、それは法文上の明確な相違として指摘することが可能である（4）。しかしながらハータミー大統領によるイラン史上初めての住民の直接選挙による地方町村議会の全国的な成立が、イラン近代史におけるこのような歴史的課題の実現としての意味をも有して

いることはここで改めて指摘されなければならない。

その上で現在まで3回にわたったショウラー選挙や典型的な各ショウラーの活動を仔細に検討すると、イランの地方社会における革命・戦争後の約30年間にわたる急激な社会変動がハータミ大統領による地方行政上の改革を促したこともまた明らかである。これらを解明するための基礎的な作業として、イラン全国の町村部におけるショウラー選挙の実施とその後の行政上の変化を跡付けることが本章の趣旨であり、また本研究会の一貫したテーマである「湾岸産油国の社会変化とその政治システムへの影響」のイランにおける事例研究としても重要な意味を有するものと考ええる。

本章においては、まず第1節において1999年2月、2003年2月、2006年12月と3回にわたって実施された全国一斉のショウラー選挙の際の新聞紙上における議論・報道を検討し、これによってイランにおける地方行政の変容とその方向性を明らかにする。第2節においては筆者がこれまで選挙の当日に現場に立会い仔細に観察する機会を得た第2回ショウラー選挙の事例を紹介し、第1節で扱った新聞報道ではほとんど言及されていない地方中小都市（ルースター・シャフル）における選挙民の意識の一端を明らかにし、メディア分析の欠落部分を指摘する。また第3節においてはこの間の国家財政関係の公開されている資料を検討することによって、地方行政改革の最も重要な指標となる地方財政上の変化の程度を跡付けようとするものである。

第1節 3回のショウラー選挙をめぐる全国報道

イランではセイエド・モハンマド・ハータミ大統領登場後の1999年2月に第1回地方議会選挙が実施され、それ以降は革命憲法の第100条から第103条(5)に明記された地方ショウラー制度が実際に機能してきている。現在は2003年2月の第2回地方議会選挙を経て2006年12月に第3回選挙が実施され、第3期のショウラーが各町村において活動しているところである。

本論考はこうした新しい現状を踏まえ、先ずその法律的側面を概観したのち、現在までに3回行なわれている選挙時における新聞報道上での議論を紹介したい。これによって1999年以降イランの地方行政の中核となってきた地方ショウラー制度の特徴と8年間の変化を概ね把握することが可能であると思われる。

先ずイランの地方ショウラー制度の法律的な根拠は、ハータミー大統領の当選の約1年前の1996年5月22日に国会で採択、第2回全国地方議会選挙の実施後の2003年5月27日、7月27日および9月28日に改正された「イスラーム・ショウラーの構成・義務・選挙および市長選任に関する法律」に求められる。この法律は法制史的に辿っていくと一つには1907年4月21日にイラン国民議会に提出された「エヤーラト(州)およびヴェラーヤト(県)のアンジョマン法案」にまで遡ることが可能であり、また他方民族主義の昂揚したモサッデク首相期に国民議会に提出された「農民の取り分の増大と農業開発組織に関する法案」(1952年9月に提出)およびそれ以降1970年代までの「むら(6)アンジョマン」に関する各法律・改正法もまたこの法律に直接的に先行する法律として捉えられる。

ここでこの1996年の地方ショウラー法の内容を概観しておく、その第1条において「社会・経済・開発・保険・文化・教育その他の繁栄のための諸計画を、国民の協力を得てまた地方の実情に応じて迅速に推進するため、各農村・郡・都市・県および州の諸々の行政は村(農村)ショウラー、郡ショウラー、都市ショウラー、県ショウラーおよび州ショウラーの監督の下において実行される」としている。

そして同法第17条においては「農村、都市および都市郊外(shahrak)のショウラー議員選挙は直接の一般投票とし、無記名投票で相対多数方式により実施される」とされており、この新たな地方行政制度において農村ショウラーと都市ショウラーが住民の直接選挙で選ばれることで制度上の根幹となっていることが明らかである。

以上のように1999年2月にイランの近代史上最初に全国的に実施された

地方ショウラー選挙は、1979年の革命憲法の第100～103条において明記されていた規定を具体的に規定した1996年の地方ショウラー法に基づいたものであった。1997年5月に電撃的に登場したハータミー大統領の内政上のこの分野における最大の功績は、何よりもこれを実際に全国規模で実現したという点にある。

1999年2月の選挙は、対イラク戦争・戦後体制から民主的体制への転換を主張する改革派のハータミー大統領への熱狂的な支持の余波として、何よりも改革路線の象徴として肯定的に受け止められた。当然のことながらイランにおいて民主的体制の実現は地方的な自治権の許容の議論と歴史的に密接に結びついており、その意味でこの選挙が地方行政に対する住民の直接的参加を実現するものとして受け止められたのである。

以下ではこれまで3回にわたって実施された地方ショウラー選挙の前後における新聞報道上での論調を紹介し、新たな地方行政制度に対するこの間のテヘランを中心とする知識人層の受け止め方の変遷を追うことにする。まず第1回ショウラー選挙は1999年2月26日に投票が行なわれたが、これはイラン近代史上最初の全国的な地方議会選挙であり、ハータミーの改革路線の象徴として熱狂的に受入れられた。例えば選挙後の4月19日に『ナシャート (Nashat)』紙は「ショウラー議会、100年越しで希望達成される」としてこのショウラー制度がイラン人にとり100年間にわたる念願であったことを歴史的に振り返っている。

また2月23日付けの『イラン (Iran)』紙は「ショウラーは人々の議論の場を拡大しうる」との論評を掲載し、国内の各都市や農村の様相が一変するのではないかとの期待を表明している。また2月25日付けの『ゴドゥス (Qods)』紙は最高指導者ハーメネイー師の発言として「名声やパンや地位を求める者でなく、熟達し敬虔で慈愛のある人物に投票すべき」であるとの言葉を見出しに掲げ、初めての地方ショウラー選挙に向けての熱狂を利用してのし上ろうとする者への警告を発している。

他方1月5日付けの『ザン (Zan)』紙は全国で7,251人の女性が立候補し

たことを報じた。選挙開票直後の3月1日には『アーリヤー (Arya)』紙が「幾つかの都市のショウラー選挙で女性が勝利」と報じ、ハメダーン州のバハール市やラーレジン市、サーレフアーバード市、アルダビール州のパールスアーバード市などで女性候補が当選したことを伝えている。また『トゥセエ (Touse'e)』紙はセムナーン州で10人の女性ショウラー議員が誕生したと報じた。

このように1999年の第1回ショウラー選挙は都市部・農村部を問わず大方の国民に熱狂的に受け止められ、ハータミー大統領の改革路線を象徴する政治的なイベントとなった。だが、同時にこの選挙は実際には各都市・農村の住民にとって最初の経験であり、様々な予想外の事態が生じたことも窺える。例えば1月12日付けの『レサーラト (Resalat)』紙は全国の6%の農村で(立候補者数が足りないために)選挙が実施されないことを伝えている。

また1月21日付けの『ジョムフーリー (Jomohuri-ye Eslami)』紙は「1999年3月20日までに遊牧民社会でショウラー議会選挙がもたれるべき」との国会の決定を報道しており、一部の遊牧民社会におけるショウラー議会選挙の期日が別に定められたようである。こうして全国的に新たに発足した各町村のショウラー議会の活動は当然ながら様々なヴァリエーションがあり、また法律的な不備も明らかになって2003年には法律の改正も行なわれたのである。

こうして2003年2月28日投票の第2回ショウラー選挙は第1期の4年間の活動の経験を受け、とくに地方においてはより実質的な選挙となっていた。だがテヘランをはじめとする大都市部の選挙結果は中央政治の保守化傾向の最初の兆候となり、新聞報道をみる限りでは地方農村部の熱気は伝わらない。

実際、選挙率を見ると特に大都市部での落ち込みは激しく、3月4日付けの『ホラーサーン (Khorasan)』紙は「ショウラー選挙への住民の投票率が約50%」と報道、各州の投票率をみるとテヘラン州は24%を下回っていた。だが、この選挙後多数の農村部で村長職(デヘヤーリー)が選任されるなど、

新たな行政制度が浸透したことも事実で、実際 2006 年 11 月 15 日の『ハムバステギー (Hambastegi)』紙は投票時期の早まった第 3 回選挙を睨んで「選挙結果を比較すると 2 回目の方が当選者の学歴が相対的に上がっており、議員の実務能力が求められている事が判る」との分析結果を掲載している。

さて、最新の第 3 回ショウラー選挙についてはどうだろうか。この選挙は 2006 年 12 月 15 日の投票で、専門家会議と同日の実施となった。選挙全体の結果としては大都市部の選挙結果が早くもアフマディネジャード離れの兆候を示すものとして注目された。事実、大方の新聞報道はこの点に集中し、例えば 12 月 10 日付けの『ハムシャフリー (Hamshahri)』紙は開票の途中経過として「改革派が 39.7%の議席を獲得して保守派に勝利した」と報道したが、他方保守派の『ケイハーン (Keihan)』紙は 12 月 21 日には匿名の論者に「この選挙での改革派の勝利宣言は自己欺瞞に過ぎない」と発言させ、23 日には国会副議長モハンマドレザー・バーホナルの発言として「ショウラーは政治的な発言や論争の場所ではない」と牽制している。

だが、この選挙を新たな地方行政組織の定着という観点から見ると、新制度の定着した所とそうでない所で、今後社会経済上の格差が拡大していくという傾向がますます明らかになってきているものと思われる。

2005 年 11 月に会見した東アゼルバイジャン州トルキヤマンチャーイ市の A.ノウルーズィー氏の証言によれば、革命直後は地方のことでもすべて中央において意思決定がなされ、ちぐはぐな事も多かったのが、現在では町村ショウラーから積み上がった各州ショウラー（ノウルーズィー氏自身東アゼルバイジャン州の初代ショウラー議長となった）が各大臣に公式の要請書を提出し、またその報告によって州庁が毎年の予算計画を策定するまでになっているという。さらに今後予算執行権の各ショウラーへの移譲にまで踏み込めるかどうかは注目すべき点であるが、現在までのところこのようなボトムアップのシステムが数的にどの程度検証されるかについては第 4 節において試みることにする。

第2節 地方中小都市における第2回ショウラー選挙の事例

本節ではショウラー制度を考察するための2つ目の材料として、2003年2月28日に実施された第2回ショウラー選挙の投票日前後において筆者がフィールドワーク調査を実施したエスファハーン近郊の2つの事例を紹介することとしたい(7)。

エスファハーンの南西約40キロメートルの地点にある工場町のモバーレケ(人口46,428人、1996年センサス)に近接して、現在ズィーバーシャフルという小さな町が存在する(図3・1参照)。この町は2002年7月に発足したばかりの新市であり、それまではレンジュ、フーレンジャーンおよびアーデルガーンという3つの村が隣接していた。筆者が最初に調査のためにこの地域を訪れたのは2000年7月7日のことであったが、この時すでに3村の統合・新市昇格のことは話題に出ており、新市の名前をどうするかをめぐって議論があるということであった。

アーデルガーン地区でインタビューしたA.ナーデリー氏によると、新市が発足して以来この町では4〜5ヵ月ショウラー議会が開催されていないという。新市の市長にはエスファハーン市からキャルバライー氏なる人物が送られてきていた。また郡長は近隣のプーデ村出身のオムラーニー氏であった。

市長のキャルバライー氏によると同市は3つの村が統合してできたために行政の舵取りには神経を使い、例えば市庁舎の場所の選定についても3村のあいだでできるだけ偏ることの無いように、フーレンジャーンとアーデルガーンの間地点を選ぶように配慮したとのことである。それでもアーデルガーン側からは不満の声が聞こえていた。

この地域は元々ザーヤンデルード川が大きく曲がって東西から南北に流れを変える辺りに位置しており、稲作を中心とした豊かな農村地帯である。ここで生産される米穀はエスファハーンを中心に消費されており、レンジュ米として有名である。他方近年ではこの地域に幾つかの工場も建てられ、少な

からぬ村民がそこで雇用されている (8)。

この町は以前には3つの農村であったため、合計15人のショウラー議員がいたことになるが、新市への統合によって定員が5人となったことにより、第2回選挙では必然的にそれぞれの候補者が出身地区を巻き込んでの大激戦となった訳である。立候補者は全部で23人に上った。アーデルガーン地区の肉屋のH.ハーデミー氏もそのうちの1人だが、彼についてはある別の候補者によるとアーデルガーン住民の40%のみが支持しており、残りは敵対しているという。彼は2人いた息子を両方とも亡くしているが(1人はイラン・イラク戦争で、もう1人は事故で)、特に戦争の前線(ジェブへ)に行った村民のあいだでは彼の評判は良くないという。

さてこの町では新市発足と第2回のショウラー選挙によって時ならぬ政治の季節となり、投票日の1ヶ月前から激しい選挙運動が戦われた(9)。ライバル同士のフーレンジャー地区とアーデルガーン地区のうち人口規模において劣勢な(10)アーデルガーンの住民はレンジュ地区との連携を模索し、「緑の連合(e'telafe sabz)」(11)という運動組織を立ち上げて推奨する5人の立候補者を宣伝していた。この組織が推奨していた立候補者はレンジュ出身者が3名、アーデルガーン出身者が2名であったが、結局当選したのは前回レンジュのショウラー議長でもあったE.ラヒーミー氏のみ(但しトップ当選)という結果に終わったのである(表3-1を参照)。

他の候補者の選挙結果については、第1回のショウラー選挙で3位であったM.バーゲリー氏が第1期のフーレンジャーにおける中心的な活動を評価されて第2位(フーレンジャー地区では1位)となった他、6位までをフーレンジャー地区からの立候補者が独占した。他方アーデルガーン出身の立候補者は10位のM.ナーデリー氏が最高という惨敗を喫したのである。

このようにレンジュ出身のE.ラヒーミー氏自身は第1位で当選したものの、他の4人のショウラー議員はフーレンジャー出身者のみで占めるという結果になったため、開票直後には「当選を辞退する」ということが囁かれた程である。もっとも筆者がこの話について翌日ラヒーミー氏自身に確認を取っ

たところ、全く根拠のない噂であることが判明した。

他方 2 位で当選（フーレンジャーン地域では 1 位）した M.バーグリー氏が当選直後のインタビューで筆者に語ってくれたところによると、以前の市ショウラーには 5 億トマーンの財源（12）があった。彼によれば市政において最も大事なものは経営管理（モディーリーヤト）であり、彼の職場である不燃土工場に有能な上司が居るので市長職を委嘱して新市の都市化事業を積極的に推進したいとのことであった（2003.3.1 インタビュー）。

次に同じザーヤンデルード川の下流側に位置するヴァルザネ（人口 9,946 人、1996 年統計）の事例を見てみることにしよう（図 3-1 参照）。ヴァルザネは地理的にはエスファハーンの西方 100 キロメートル余りに位置し、ヤズドやナーイーンといった都市への中継地点に位置してきた。ティームール朝期に建設された町のマスジェデ・ジャーメエの前にはキャラヴァンサラーの跡があり、古くから交通の要衝としても発展してきたことを偲ばせる。

だが、舗装道路の整備については遅れており、2003 年 2 月 27 日にヴァルザネの郡庁（バフシュダーリー）で得た情報ではヤズドからヴァルザネに至る舗装道路の整備がようやく着手されるとのことであった。これを報じた雑誌の表紙には「ヤズドーエスファハーン間の道路を約 80 キロメートル短縮しモッラー・アフマド山道を迂回、ナドゥーシャン（13）地域およびヴァルザネ地域の経済発展に資す、ナドゥーシャンーヤズド（およびアシュケザル）間を約 40 キロメートル短縮、ガルエ・ハルグーシー村やガーヴフーニー湖沼などの歴史観光名所への交通の便」といったこの道路の利点が華々しく列挙してある。

だが、ヴァルザネの主要産業としては現在でも圧倒的に農業であり、町の就業人口も 9 割以上が農業従事者とされている。このように典型的に農村文化を保ったまま最近 30 年間で人口 1 万人規模のルースター・シャフル（農村部中小都市）に成長したヴァルザネの第 2 回ショウラー選挙はどのようなものだったのだろうか。

まず、2003 年 2 月 28 日の投票日当日に現職市長の Q.ガーセミー氏にイン

タビューを行ない、今回の選挙に対する見解を尋ねてみた。市長は以下のよう
に説明した。

「当市の第2回ショウラー選挙では16人が立候補し(当初19人だったが
3人は辞退)うち1人は女性、15人の男性候補も学校の先生、宗教学僧(ルー
ーハーニー)、農民など多彩である。この1週間は法律で定められた範囲で
選挙運動が行なわれ、本日住民による選挙が実施されているが、市長として
は第2期のショウラー議会も第1期の延長線上に市政が継続していくことを
期待している。

ヴァルザネの選挙広告ポスターが一見少ないことに関しては、多くの住民
がお互いを見知っており、彼らにとって重要なのは候補者が何を考えている
かである。各候補者はそれぞれの市政についての見解をこの1週間モスクの
集会や市内の辻演説などで主張し、ポスターなどの広告は比較的少なかった
が、選挙民の関心は高いことは明らかだ。

市庁(シャフルダーリー)の役割は、この選挙が市民生活にとっていかに
重要かを知らせることに限られる。ただし私自身はボンルード郡全体(18カ
村)の選挙監督官をエスファハーンから任ぜられている。

第1期のショウラーの活動については最初だけにまだよくわかっていない
所もあったが、その割にはよく市民と行政の仲立ちをし、4年間でそれなり
の成果を収めたと思う。法律的な不備があったことも事実だが、これらもや
がて改善されていくだろう。第2期のショウラー議会に対しては水問題への
対応や若者のための文化施設、運動施設の充実などについてより一層の奮闘
を期待している。我々にとって資源は少ないが、取り組むべき課題は多い。
第1期は比較的若いショウラーであったが、第2期もさらに若返ることが期
待される。」

またヴァルザネの役所に勤めるヘイダリー氏にも投票日当日に今回の選挙
についての一般的な情報を求めた。ヘイダリー氏によると「今回の選挙はヴ
アルザネ市では16人が立候補しており、そのうちの2人(M.バーゲリー氏
とH.アズハリー氏)が現在の議員である。他の3人の議員はもう立候補する

気を無くしたものと思われる（14）。Q.ガーセミー市長は公園整備や道路舗装、ザーヤンデルード川のダム建設、緑化のための深井戸掘削2本などよく活動した。立候補者はいずれも好人物で、投票数も夕方までに4,500人には上るだろう」とのことであった。

次に同じく投票日当日に選挙所前などにおいて街頭インタビューのようなスタイルで何人かにインタビューしてみた。M.マアスーミー氏（50歳）は何を基準に投票したかという問いに対して「信頼のできる人に」と答え、「今回も皆前回と同様に投票に行っている」と第1回と第2回で有権者の熱気に変わりの無いことを示唆した。投票所の出口でインタビューした初老の人物は「第1期のショウラーの活動には満足している」とし、またレザー・チェルヴァーリーという若者は「前回のショウラーは若干慣れていなかったが、今回はより改善されるだろう。希望としては特に絨緞の流通がより順調になるように、また若者の失業対策、工場の誘致などやって貰いたい」と述べた。

大卒のR.アリーザーデ氏（25歳）もまた「第1期のショウラーの活動は良かったが、まだ慣れていなかった。第2期のショウラーはこれまでの経験を生かしてより良くなるだろう。議員になる人物としては能力があり州庁のあるエスファハーンにも出向いてこの町の抱える問題をきちんと訴えられるような人物が望ましい」と語った。

2003年2月28日の第2回ショウラー選挙の際、ヴァルザネにおいては主に社会的・文化的事情から投票所を第1区・第2区は女性用、第3区・第4区は男性用というように男女の性別によって分けていたが、これについては市町村によって対応はまちまちであり、男・女の投票箱を並べて置いてある所もあれば、男女の区別を全くせずに票を混ぜてしまう所もあるということであった。

そしてヴァルザネの場合各投票箱には①内務省（Vezarat-e keshvar）の代理人、②国会（Majles-e shoura）の代理人、③県庁（Farmandari）（15）の代理人が張り付いており、その他に4名の係官が市外から派遣されて投票を管理、開票についても彼らが行なうことになっていた。

以上の投票手続きについての説明を受けた限りでは努めて公正な選挙を実施しているという印象が強く、とりわけ市外から何人もの係官を動員するなど、選挙のための人件費も十分に使っていることが窺えた。

最後にヴァルザネの 16 人の立候補者のうちの唯一の女性候補者で、結局第 6 位になった Z.メフラービーさんは自らの立候補理由について以下のように語った。「私はこの町で生まれ、中学生になるまでここで生活していた。その頃は町の様子も今とは比較にならないほど整備されておらず、中学校にしても開校したばかりで高校はなかった。その後私はエスファハーンで高校卒業後も青少年映画協会（16）で映画制作の勉強を続け、生まれ育ったこの町についてのドキュメンタリー映画を制作したりもした。この町で美しいのは古い家並み、ザクロの木の植えてある庭の造りなどで、水鳥の集まるターラーブ（＝ガーヴフーニー）の岸边なども美しい場所だ。近年になって水不足などの問題があることを痛感し、この選挙に立候補してみることにした。

私としてはこの町に農業以外の活動を持ち込みたいと考えている。有識者をここに呼んで農業以外にどのような活動が可能かを調査してもらいたい。またこの町には伝統社会に特有の女性問題が残っており、ゾロアスター教の時代からの因習すら残っている。イスラーム教は女性を社会の周辺に追いやるような宗教ではない筈で、ヘジャーブなどもゾロアスター教の時代からの風習だ。

今回の選挙で私は別に当選したいと思っている訳ではない。この社会の中に女性が参加していけるように働きかけたいと思っている。ここでは女性に投票することはあり得ないと言われているが、今回はダメでも次回に繋がっていききたい。

ヴァルザネは他の場所に比べてもヘジャーブなどを厳格に守る土地柄で、女性はあらゆる意味で家に縛りつけられており、外に出ることも許されない。一例としてかつてこの町で若い男女が結婚すると妻が絨緞を織って夫はその金で車を買ったと言われるほど女性が男性を経済的に助けてもいる。都会では現在そのようなことはあり得ない。その意味では古い農村社会が残ってい

なのだ。しかしこのような慣習も早晚変化することだろうと思っている。」

(2003.2.28 インタビュー)

以上のようにヴァルザネにおいてはズィーバーシャフルの事例とは異なっており、町で見かけた選挙ポスターの数も多くはなく (17)、外面的には盛り上がり欠ける選挙のようにも見受けられたが実際にはそうではなく、住民の選挙に対する関心も高くまた立候補者もヴァルザネの発展について真剣に問題提起を行なっていることがインタビュー等を通じて理解された。

これらの極めて限られた事例からも覗えるように、1999 年以来これまで 3 回にわたって実施されたイランの地方ショウラー選挙は、地方農村部に住む大方のイラン国民にとって最も生活に近い選挙となっており、その多様かつ熱気に満ちた選挙の実際はテヘランや地方大都市のみを拠点とする新聞メディアによっては到底十分に取り上げられるものではなかった。

筆者が第 2 回選挙の前後に訪れたモバーレケ周辺の新市ズィーバーシャフルとザーヤンデルード川下流のヴァルザネの例では、前者は新市の発足後最初のショウラー選挙ということで地区間の競争がいやが上にも掻き立てられた側面があったのに対し、後者は元々近年の水不足による経済被害の大きかった風土的条件もあって市長のリーダーシップが強力で、選挙自体は比較的静かに戦われていた。だがどちらにしてもこの選挙が住民の生活を直接左右するという意味では同じであり、両市の住民がテヘランやエスファハーンなどの大都市部とは全く別の真剣さをもって選挙に関わっていたことは明らかである。

イラン全国の農村部における (勿論全ての農村ではないが) このような行政的な変化と住民の参加意識の高揚は、この間イランにおける国家予算のレベルにおいても何らかの変化を及ぼしているのではないかと考えられる。次節においてはこの点についての検証を行ない、さらにその変化の方向性についても見通しを述べたいと思う。

第3節 ハータミー期における地方財政の変化はあったのか

本節ではショウラー選挙の問題から一旦離れて、ハータミー政権の間にイランにおける地方行政改革が地方財政レベルでどの程度進んだかについて州（オスターン）レベルにおいて検証することを試みる。

本章第1節でも述べたように、ハータミー大統領の国内改革は1979年のイラン革命とその後のイラクとの戦争を契機とするイラン社会の構造的な変容を背景としていた。この間イランの全国において多数勃興しつつあったルースター・シャフル（都市と農村の中間的な農村部小都市）の拡大とこれに象徴されるイラン社会の変化は、従来の伝統的な都市・農村関係を解体し、その間に存在してきた遊牧民社会の居住空間を極小化するに至った。

こうした新たな状況への対応として、ハータミー大統領は1979年の革命憲法にも明記されていた地方的なショウラーの選挙を1996年採択の法律に則って実際に全国一律で実施し、イラン全国の各町村ごとに住民の代表を直接選挙によって選ばせたのである。

これによってイランの地方行政は制度的に言えばトップダウン方式からボトムアップ方式への転換を成し遂げることとなった。だがこれは実際上はどの程度実現されているのだろうか。この点について非常に限られたデータからではあるが、ある程度の検証を試みようというのが本節の狙いである。

なお、2000年に発表されたイランの第3次五ヵ年計画においては「地方分権」の項目が立てられており、「ある一定の行政権を中央政府から地方政府に委譲する」ことが謳われている（Anon. [2000]）。われわれがここで検討したいのは、そのような目標がどの程度政府の政策を方向づけており、また具体的に国家予算のレベルにまで反映しているのかという点である。

以下で展開する議論においてハータミー大統領の任期は1997年8月から2005年8月までの2期8年間であったが、ここでは同政権発足の前年となる1996/7年（イラン暦1375年、以下では簡略化のため1996年度と呼称する）と現時点において最新のデータが利用できる2003/4年（イラン暦1382

年、以下では簡略化のため 2003 年度と呼称する) の国家予算における地方財政を比較してみることにしたい (18)。

さて、1996 年度と 2003 年度における国家予算の全体像であるが、『中央銀行報告』(Central Bank [1997]; [2004]) および『統計年鑑』(Statistical Centre [2000]; [2004]; [2005]) の各年度のデータを纏めると表 4・1 のようになる。1996 年から 2003 年までのあいだに国家予算の集計方法には大幅な変更があり、そのため完全な対応を取ることはできなかったが、1996 年度のデータに関しては「地方歳出」や「地方資産の獲得」の数値を『統計年鑑』のデータより補いつつ作成した。なお集計方法については 2003 年段階のものに合わせたため、1996 年度の「国家一般収入」が 24529.9BR となっているが、これは『中央銀行報告』では「石油売却」との合計 (57275.6BR) が記されている点注意しなければならない。

この表でまず注意を引くのは、1996 年度と 2003 年度を比較すると予算規模が 4 倍程度に膨らんでいることである。だが、これは例えば石油収入の項をみれば明らかなように、この間の膨張分については可成りの部分をイラン国内の激しいインフレによるものとして相殺して理解すべきであろう。そこでこの間の大まかな見通しを得るために、イラン国庫への石油収入を公表されているイランの石油輸出量と国際石油価格から算出し (19)、1996 年度のイランの石油収入を基準 (100) とする国家財政の構成比を算出したのが表 4・1 の右側の 2 列である。

これを見ると、1996/7 年と 2003/4 年の 2 つの時点におけるイランの国家財政の変化がある程度浮き彫りになる。国家一般収入は微増に留まっているのに対して国家一般歳出は大きく増加しており、国家歳出と地方歳出は共に 2 倍近い伸びを示している。他方政府の開発支出を意味する非金融資産の獲得は国家資産と共に地方資産もほぼ横ばいであり、これはこの間の石油収入の増加を考えればマイナスと考えても良い値である。

また、この間 7 年間のハタミー政府の主導による改革路線の影響が国家財政にも明らかに及んでおり、法治国家の根幹となる租税収入の顕著な増大

が見られる。他方 1996 年度時点ではほぼ均衡していたイランの国家予算が 2003 年度時点においては可成りの赤字を計上していることも指摘できる。但しこれについてはイランの国家予算の集計方法の変更によるものも大きく、単純な赤字増と考えることは出来ない。それよりもここでわれわれの関心を引くのは国家一般歳出中の地方歳出における大幅なプラスの変化（26.6→51.5）と「非金融資産の獲得（開発支出）」中の「地方資産の獲得」における若干のマイナスの変化（12.3→12.1）である。

拙稿〔1999：18〕での想定によれば、国家一般歳出の中の地方歳出は「内容的にいて各州における地方税収入その他を財源とし、国庫からの支出を含む『国家開発支出』よりも各州ごとの裁量範囲がはるかに広いもの」であった。そこで 1999 年以來のイラン全国の町村ショウラー議会の結成に伴って地方財政面でもある程度の対応がなされてきたことを、上述の変化は意味するものと考えられるからである。

そこで次にこの間の「地方財政の自律度（20）」と住民一人当たりの地方財政支出が各州ごとにどのように変化したかを別のデータから算出してみたのが表 4-2 および表 4-3 であり、またそれらの全国値との相対比較を 1 枚のグラフに纏めたのが図 4-1 である。ここで使用した数値は『統計年鑑』の各年度版のデータを基にしているが、イランではこの間の行政区分の改変によって 1996 年には全国で 25 州あったものが 2003 年には 30 州に増加している。以下では集計上の理由から、1996 年時点での行政区分（25 州）を基準に考察をすすめることとしたい。

【この辺りに図 4-2 を挿入】

まず一言しておくべきことは、表 4-2 および表 4-3 における州の配列を人口の順番にしたことである。これによってこれらの表を縦に眺めるだけでも財政の自律度や一人当りの支出が各州の人口規模によってある傾向を持っていることが判るだろう。特に一人当りの支出についてはテヘラーン州を筆頭とする大規模州に比べて州全体で人口 100 万人に達しない小規模州の方が高額になっているのが明白である。他方で財政の自律度に関しては多少のばら

つきはあるものの、全体の傾向としては大規模州の方が小規模州よりも勝っていることが窺える（21）。

さて表 4・1 から明らかなことであるが、1996 年度から 2003 年度までの間にイランの地方財政支出の自律度は全国規模で 0.684 から 0.692 に上昇している。これが地方町村レベルでのどのような変化を具体的に意味しているかといえば、第 3 節でインタビューを紹介したヴァルザネ市長 Q. ガーゼミ氏の 2001 年 3 月時点での以下のような発言が参考になる。「ショウラー議会法によって行政の決定権は基本的にすべてショウラー議会に委ねられることになった。市政予算の決定および管理は市長の選任とともに市ショウラーの主要な任務である。現在市庁の予算執行に関してはすべてショウラー議会への報告が必要であり、以前であれば中央に対して報告義務があったものが現在では各ショウラーへの報告に代わっているのである。住民は市政に関するあらゆる問題についてまず直接ショウラー議員に相談をし、ショウラー議会はこれを市庁と協議する。住民側の細かな要求を吸い上げるシステムは以前には存在しなかったものである。」この新しいシステムがイランの各都市において十全に機能しているかといえばそれは大いに疑問ではあるが、しかし 1999 年のショウラー選挙の実施以来全体としてこのような方向での改革の取り組みが始まっていることは確かであると言える。

このことを前提とした上で各州ごとの財政支出および住民 1 人当たり支出が全国値と比較してどのような位置にあるか、またそれが 7 年間にどう変化したのかをグラフ化して示したのが図 4・1 である。このグラフ中では各州の連番を記入してあるが、これは同時に各州の人口順を示しているため人口規模による傾向も伺えるようになっている。

これらの図表から各州別に詳細に見てみると、全体的な傾向としては全国値との相対比較において財政支出の自律度と 1 人当たり支出がある程度のバスター関係になっている州が多いのに対し、1996 年度から 2003 年度までの間に財政的に優遇された州と反対に不遇をかこった州があったことが注目される。

具体的にいうとザンジャー州は特に財政的に優遇されており、またヤズド州も他州に比べて優遇されていたといえる。これに対しギーラーン州やケルマーン州は相対的に財政上不遇をかこっていたと考えられる。

これらの理由を全て明らかにすることは困難であるが、ザンジャー州についてのみは比較的簡単に優遇の理由が推測できる。それは1979年の革命直後から長期間にわたったガズヴィーン地方の帰属をめぐる混乱と騒擾

(22)を経てガズヴィーン県がザンジャー州から独立しガズヴィーン州となったことに伴う、賠償的な意味合いが強いものであると思われる。

しかしこのような例外的事例を除けば上述のように財政支出の自律度と1人当たり支出のある程度のバーター関係が認められるのである。こうした中でこの間特に大きな相対的变化があったことを指摘できるのがフーズスターン州、ホルモズガン州、ブーシェフル州、イーラーム州などの諸州である。これらはイーラーム州を除いて全てペルシャ湾岸に面している州であることが注目され、またイーラーム州もイラク中南部に国境を接する州である。

この他にも同じアゼルバイジャン地方に属する3州のうち東アゼルバイジャン州および西アゼルバイジャン州が似たような傾向で相対変化しているのに対し、新興州で開発への要求の大きいアルダビール州のみは異なる動きを見せている（1人当たりの支出が増大する方向）など興味深い点が多い。

結論——ハータミー期の地方行政改革の成果と問題点

以上第2節から第4節までにおいて、ハータミー大統領時代に導入された地方ショウラー制度を主に3つの側面から考察してきた。先ず第2節においてはこの新制度の法制的な側面を一瞥した後、これまで3回にわたったショウラー選挙の特徴と推移を新聞報道における扱いを通じて確認した。だがイラン全国の各都市・農村部において実施されているこの選挙の最も肝要な部分についてはこのような大都市中心の新聞報道からの接近では大きな限界が

あることが明らかとなった。

そこで第3節では対象を大きく限定し、エスファハーン州の2地点における第2回選挙時の実際の様子を筆者の現地調査時のインタビュー記録によって再構成することを試みた。ここから明らかになったのは、テヘランを中心とする大都市部においては第1回選挙時の熱狂が早くも冷めて白けた選挙となっていたのをよそに、地方都市・農村部ではむしろより実質的に住民の代表を選ぶ真剣な選挙が戦われていたということである。

だが同時にズィーバーシャフル新市における事例に見られたように、住民の熱意がこの選挙の本来の意味からずれたところに迷い込んでしまった例も少なくないものと思われる。こうした問題を乗り越えてショウラー制度が住民の自治的な意思を十分に汲み取れるまでに成長するためには、今後の長い経験の蓄積が必要とされるであろう。

こうした経験の蓄積の重要性は、ヴァルザネ市長の発言からも覗えるように第2回の選挙時に既に意識されていたことであつたが、第3回の選挙においてはショウラー議会の活動が実績を重ねている町村とそうでない所でさらに大きな差異が生れたこともまた容易に予想される場所である。

最後に第4節では検討の対象を変え、イランの国家予算の大まかなデータから読み取れる限りでの地方財政の変化を州レベルで検討した。ここで明らかになったことは、個別的・偶発的な事情や国際関係などの外的要因を別にすれば、イランの地方財政はより各町村の自律性を尊重する方向にシフトしているという全体的な傾向が覗えるということである。

その意味では住民の直接選挙による各町村でのショウラー議会結成と相俟って、イランの地方行政制度がトップダウン方式からボトムアップ方式に大きく転換したことは特筆すべき変化である。もとよりここで扱ったデータは極めて限られた情報であるが、今後は個別的な事例におけるこの種のデータの収集・蓄積が可能になることが期待される。そこでここでは最後に研究会全体のテーマである「社会変化」と「政治制度」の相関関係についてイランの事例から一言述べておくことにしたい。

イラン地方農村部における政治的な動向においては当然ながら都市部若年層の政治意識とは全く異なる要因が働いており、それは地方社会におけるミクロな政治過程の結果の集積として、現状において保守的な方向に働いてきたことは明らかである。ハータミー政権の改革路線は一つには地方社会におけるこのようなパンドラの箱を開けたことによって失速し、保守派の支持基盤強化の中で革命防衛隊の強力な支持を受けたアフマディネジャード大統領の登場を許すことになったのである。

だがイランの地方における住民の政治意識が都市部に比べて一様に保守的なものであるかといえ、それは事実ではない。現在のイランの地方社会は交通通信事情の改善や各種メディアの浸透によって都市部との情報の格差はほとんど無くなっており、自らの生活している地域の発展をテヘランとの関係で客観的に捉えることは以前ほど難しくなくなっているといえる。

他方地方農村部の住民がイラン人としてのアイデンティティーを確立したのは極めて新しい現象であり、それは米国の支援によって上からの近代化政策を強力に推進した国王権力を打倒した 1979 年の革命とその後の 8 年間にわたった国土防衛戦争としてのイラン・イラク戦争によるものであったと言っても過言ではないであろう。

筆者が 2000 年 9 月にファールス州の地方都市でインタビューした 34 歳の男性はイラクとの戦争中 2 年間バスījとして前線にあったが、彼は「戦場は大学のようなものであった」と発言した。彼は休暇で戦場から帰ってくる度に前線の様子を知人や友人に伝えたという。そして彼らは次第に前線に赴いてシャヒーード（戦士兵）になることを望むようになっていった。当時多くの若者が前線の兵士になることを志願し、シャヒーードとして戦死しなかった者はみな何物かを学んで元の町や村に帰っていったのである。

このような人々の行動が様々な意味で触媒となって、革命以前には隔絶していた地方農村部と中央（州の中心やテヘラン）を結びつけることになり、それまで打ち捨てられていた農村部に電気や道路、水道管、ガス管などが引かれ、各村に保健所が開設されるようになっていく大きな要因のひとつとな

ったことは疑いないであろう (23)。

他方で革命前の国王権力による人口抑制政策を宗教的な理由から否定したイランの革命政権は、戦時の国力増強を目的として 1980 年代の当初からむしろ子沢山を奨励し、農村部の保健衛生状態の改善と相俟ってイランの人口規模は都市農村を問わず 2 倍から 3 倍増という急激な増加を経験した。このことの国民生活に対する深刻な負担を認識したイラン政府は 1980 年代終りにはかなりの強制を伴う人口抑制政策に転じたのであるが、一部農村においてはその後も人口抑制が効かず、人口の増加が現在まで続いている所もある。

こうして 1999 年にハタミー大統領の下でイラン最初の地方ショウラー選挙が実施された段階において、既にイランの地方農村部は全国的に大きな変化の波を経験しつつあり、またその発展の程度と度合いに関して一律には論じられない程のヴァリエーションが生じてしまっていたのである。

1999 年以降の町村ショウラーの設立を中核とする新たな地方行政制度についても、その浸透と定着の程度は各町村の事情に応じて大きな差異が認められ、大方の住民の支持を得た新たな町の代表的人物が育っている町村もある一方で、この制度自体が全くの休眠状態になっているような例も少なくない。

町村ショウラー議会という新たな制度がイラン社会の中で今後長期にわたって定着していくかどうかについては未だ不明な点もあるが、少なくとも 1962 年の農地改革 (白色革命) 以来の地方農村部の行政制度の改革の試みがひとつの段階に到達したことだけは確かであろう。そしてこの制度自体もまた内部的な矛盾を抱えつつ地方社会の今後の変容に対して一定の方向性を与えていくものと思われる。

端的に言えば今後イランの地方社会はますます各町村間での格差が顕著になり、発展の軌道に乗った少数の町村は都市としての設備や要件を整えるようになって周辺農村からの流入人口も増えて拡大を続ける一方、特に若者人口の流出に悩む多くの農村は急速に過疎化して急速に衰退していくであろう

う。このような厳しい淘汰の過程が現在イランの地方社会を覆っているものと考えられる。

こうした中で都市と農村の中間的な存在でありまた地方社会の新たな地域的中心でもある過渡的な居住空間としてのルースター・シャフルは、激しい変化の過程を経つつあるイラン社会において今後とも極めて大きな意味を持つものである。マーレキ・ライーヤト制と呼ばれた前近代的な地主・小作制度と 1962 年の土地改革後のその残滓は完全に過去のものとなり、イランの地方社会の発展は将来的に地方ショウラー制度を根底で支える住民の積極的な自助努力に委ねられる時代になったと言わなければならない。

(注)

(1) ホメイニーのジハード・サーザンデギーに関する主要な発言は、Mo'assese [1998] で見ることができる。またジハードの活動を纏めた年鑑が発行されている（筆者は 1997 年版と 2000 年版を所有）。ジハード・サーザンデギーはジハード・ケシャーヴァルズィーと改称し、2001 年頃に農業省と統合された。

(2) イラン・イラク戦争に関しては取り敢えず鳥井 [1990]、Karsh [2002] を参照のこと。

(3) その詳細については本書と前後して刊行予定の拙著『現代イランにおける地方農村社会の構造変容——革命・戦争とルースター・シャフルの形成』（アジア経済研究所、近刊予定）を参照されたい。

(4) この間の法制的な文言の詳細な検討は、拙稿「イランにおける地方議会制度と地方自治の発展——ハータミー期における展開とその前提条件について」『上智アジア学』（近刊予定）を参照されたい。

(5) 革命憲法の第 100 条から第 103 条の具体的内容は以下のとおりである。

第 100 条 社会・経済・開発・保険・文化・教育その他の繁栄のための諸計画を、国民の協力を得てまた地方の実情に応じて迅速に推進するた

め、各農村・郡・都市・県および州の諸々の行政は村ショウラー、郡ショウラー、都市ショウラー、県ショウラーおよび州ショウラーの監督の下において実行され、各ショウラーの議員は当該地域の住民が選挙により選ぶこととする。

上記各ショウラーの選挙投票有権者と立候補資格者の資格、義務と権限、選挙と運営の方法および関連する一連の事項については、国民の統合とイスラーム共和国の領土・体制の保全、中央政府への服従を条件としつつ別に法律がこれを定める。

第 101 条 各州の開発発展計画の作成に当たって差別待遇の防止と協力関係の進展のため、またそれら計画の調和的实施を管理実現するため、各州ショウラーの代表によって構成された全州最高ショウラーが結成されることとする。

このショウラーの構成と義務の詳細については別に法律がこれを定める。

第 102 条 全州最高ショウラーは諸計画を立案し、直接にまたは政府を通じてイスラーム国民議会に対して提案を行なうことができる。この計画は国会において審議されなければならない。

第 103 条 州知事・地方長官・郡長官およびその他の政府の任命にかかる内務官吏は、各ショウラーの権限の範囲内においてこれらショウラーの決定を遵守しなければならない。

(6) 本稿では同じ農村であってもペルシャ語の *deh* については「むら」、*rusta* については「村」または「農村」と訳し分けることにする。

(7) この地域のより完全なモノグラフについては拙著『現代イランにおける地方農村社会の構造変容——革命・戦争とルースター・シャフルの形成』（近刊予定）を参照のこと。なお本節では第 2 回ショウラー選挙に関する部分のみに限って要点を紹介することとする。

(8) 主要なものは①ポリアクリル工場 (*DMT*)、②鉄鋼所 (*karkhane-ye fulad*)、③不燃土工場 (*karkhane-ye nasuz*) である。一部については図 3-1、

図 3-2 を参照。

(9) これを隣村であるデヘソルフ村の様子と比較してみると、投票日直前の 2 月 26 日に同村の中を通過した際には選挙ポスターの類は 1 枚も見かけなかった。郡長のオムラーニー氏に選挙当日の様子を訊いたところ、「デヘソルフ村は村内が幾つかの部族（ゴウム）に分れており、各部族ごとに立候補者を立てたためポスターなどによる選挙運動は見られなかったが、ショウラー選挙への住民の関心は高く、投票場へは時間帯によって部族ごとにまとまってやって来て行列をなすという状態であった」とのことである。

(10) 1996 年の人口センサスによると、3 村の人口はフーレンジャーが最も多く 3,444 人、レンジュが 3,335 人、アーデルガーンが 2,031 人であった。これらを合計すると現在のズィーバーシャフル市の人口は 1996 年センサス時点において 8,810 人であったことになる。因みにこれらの何れも筆者の定義する広義のルースター・シャフルの範囲に収まる。

(11) 当事者によるとこの組織はテヘランなど大都市部における同名の組織とは無関係ということであった。

(12) 当時のレートで約 625,000 米ドルに相当する。

(13) ナドゥーシャン(Nadushan)は人口 2,426 人(1996 年人口センサス)、ヤズド州ソドゥグ(Sodug) 県ハザラーバード(Khazarabad) 郡に位置し、この道路整備事業のヤズド州側の主な経由地のひとつである。

(14) 前日の 2 月 27 日に筆者が E.バーゲリー氏と面会した印象では 2000 年 7 月にインタビューしてから以降どうやら郡長などと一悶着あったようであり、彼と親しい郵便局員の M.アスガリー氏についても今回は立候補しなかったとのことである。

(15) 州知事の任命によって各県に派遣された行政官が執務する役所のこと。

(16) ペルシャ語では Anjoman-e sinema-ye javan である。

(17) 因みにヴァルザネからほど近いグールターン村(人口 1,142 人、1996 年センサス)ではこの時 3 人枠のショウラー選挙で 7 人が立候補していた。村民の証言によれば、立候補者は互いに見知っているのでポスターなどの選

挙運動は必要ないとのことであった。これと同様の説明は（市長の発言以外に）人口 1 万人規模のヴァルザネにおいても聞かれた。

（18）イランの 1995/6 年（イラン暦 1374 年）時点の地方財政については拙稿 [1999] において検討したが、本節ではこの論考の枠組みを踏襲しつつ時系列的な考察を加えた。

（19）UN [2007] の統計によればイランの原油輸出量は 1996 年に 1,148,750B であったのに対して 2003 年は 1,230,987B であった。この間の国際的な石油価格は 19.65\$/B から 27.04\$/B へと上昇しているため、単純計算するとイランの石油収入は 1996 年度を 100 として 2003 年度には 147.5 に増大していることになる。イランの石油価格は軽質油と重質油の 2 本立てになっているがその価格差は僅少で、また基本的に OPEC の定める国際価格と連動しており、ここでは厳密な数値はほとんど意味がないため上記の数値を暫定的に用いる。

（20）「地方財政の自律度」の計算式は、州別一般歳出／（州別一般歳出＋州別開発支出）である。その根拠は従来の中央集権型地方財政支出の大きな部分を占めていたのが州別開発支出と想定されるのに対して、州別一般歳出は町村ショウラー議会を根幹とするボトムアップ型の地方財政支出要求に対する細かな対応が可能と考えられるからである。

（21）この点は拙稿 [1999] の結論部において「中央に近い大規模州ほど地方財政の独立性が高いが住民 1 人当たりの支出額は低く、反対に辺境に位置する小規模集では中央からの開発支出の割合が高くまた住民 1 人当たりの支出額も高額である」（26 頁）と述べたことと矛盾しない。

（22）この詳細な経緯については鈴木 [1995] の第 2 章を参照のこと。

（23）農村部の開発にはジハード・サーザンデギーの活動が大きな役割を果たしていたのであるが、彼らの活動の対象となる村の選択には何らかの統一的な基準があった訳ではなく、戦争中の兵士の貢献や戦友などの人脈によって多かれ少なかれ左右されていたであろう。

[参考文献リスト]

<日本語文献>

- 鈴木均編 [1995]『イランの中央と地方——研究動向・資料紹介・文献目録』
アジア経済研究所所内資料。
- [1999]「イランの地方財政——全国地方議会選挙に関連して」『現代の
中東』(第 27 号、9 月、15-26 ページ)。
- 鳥井 順 [1990]『イラン・イラク戦争』(第三書館)。
- Anon. [2000]「イラン第 3 次 5 ヶ年計画 (2000-2004) 概要」『チャシム』
第 96-97 号、2000 年 6 月、7・8 月、12-16 ページ ; 15-19 ページ。

<外国語文献>

(A) ペルシャ語

- Aliyan, Ali [1377] *Ashna'i ba mantaqe-ye Lenjanat*, Esfahan:
Entesharat-e Naqsh-e Khorshid. (アリー・アリヤーン『レンジャーナ
ート地域概観』エスファハーン: ナクシェ・ホルシード出版社、1998 年。)
- Mansur, Jahangir (tadvin) [1380] *Majmu'e-ye qawanin va moqarrarat-e
marbut be shahr va shahrdari*, Nashr-e Douran. (ジャハーンギール・
マンスール編『市政および都市行政に関する法令規定集』ドウラン出
版、2002 年) .
- (tadvin) [1384] *Majmu'e-ye qawanin va moqarrarat-e marbut be
shahr va shahrdari*, Nashr-e Didar. (ジャハーンギール・マンスール編
『市政および都市行政に関する法令規定集』ディーダール出版、2005
年) .
- Mo'assese-ye tanzim va nashr-e athar-e Emam Khomeini, Ravabet-e
omumi-ye Jahad Sazandegi [1377] *Emam Khomeini va Jahad
Sazandegi*, Mo'assese-ye tanzim va nashr-e athar-e Emam
Khomeini. (ホメイニー著作編集所・ジハード・サーザンデギー共編『エ

マーム・ホメイニーとジハード・サーザンデギー』ホメイニー著作編集所、
1998年）.

(B) 欧米語

Central Bank of the Islamic Republic of Iran [1997] *Economic Report
and Balance Sheet 1376 (1996-97)*, Tehran.

Central Bank of the Islamic Republic of Iran [2004] *Economic Report
and Balance Sheet 1382 (2003-04)*, Tehran.

Nasr, Vali [2005] “The Conservative Wave Rolls On,” *Journal of
Democracy*, Vol.16, No.4, October 2005, 9-22.

Karsh, Efraim [2002] *The Iran-Iraq War 1980-1988*, Oxford: Osprey
Publishing.

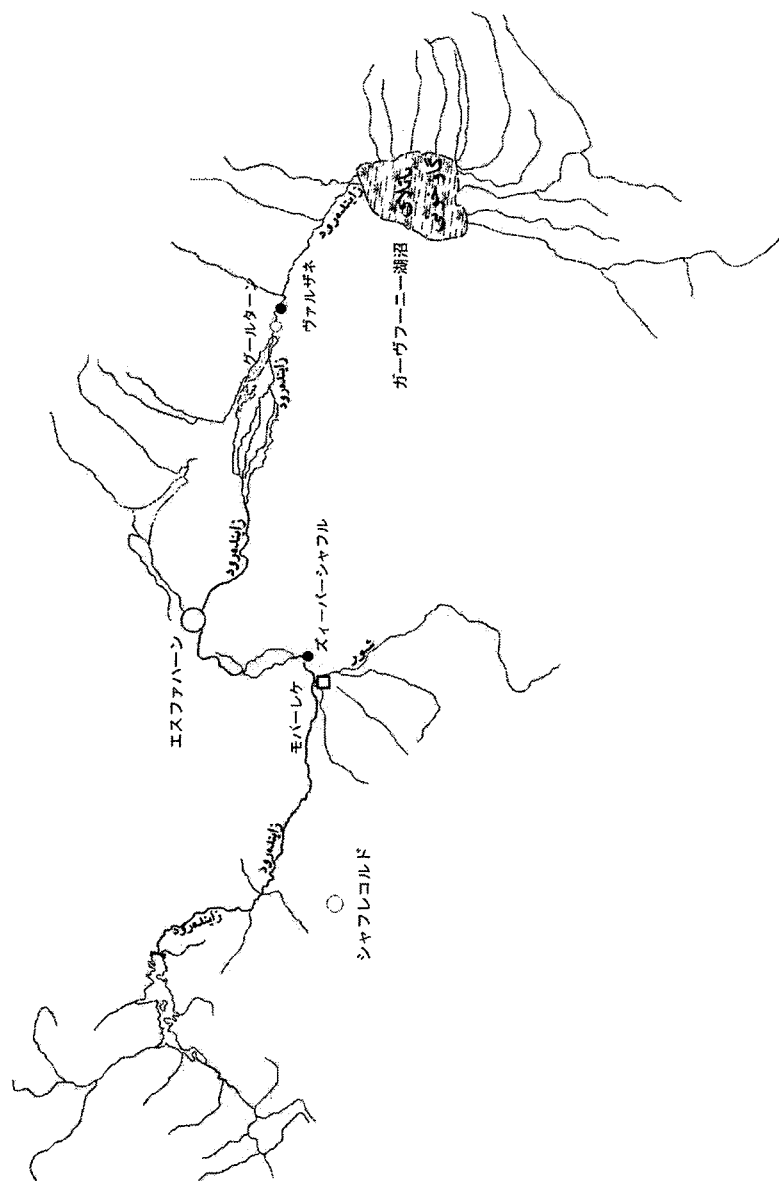
Statistical Centre of Iran [2000] *Iran Statical Yearbook 1377
[1998-1999]*, Tehran.

Statistical Centre of Iran [2004] *Iran Statical Yearbook 1382
[2003-2004]*, Tehran.

Statistical Centre of Iran [2005] *Iran Statical Yearbook 1383
[2004-2005]*, Tehran.

United Nations [2007] *2004 Industrial Commodity Statistics Yearbook
—Production Statistics (1995-2004)*, New York.

図 3-1 ザーヤンデルード川の水系図



(縮尺) 1/1,600,000
(出所) ギータージェナーシー社 (テヘラン) の地図を元に筆者作成。

図4-1 ハータミ―改革期の各州財政支出状況の相対変化

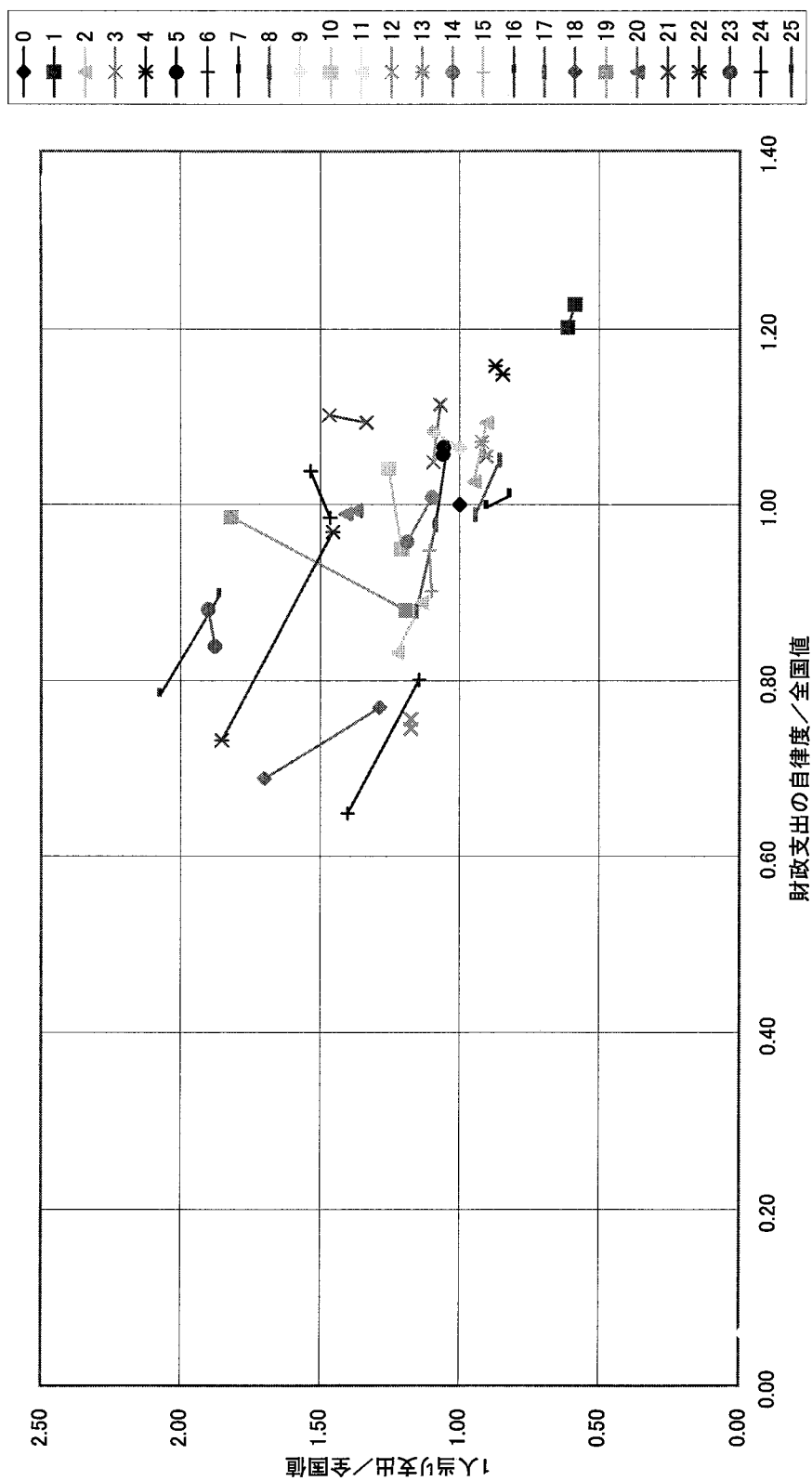
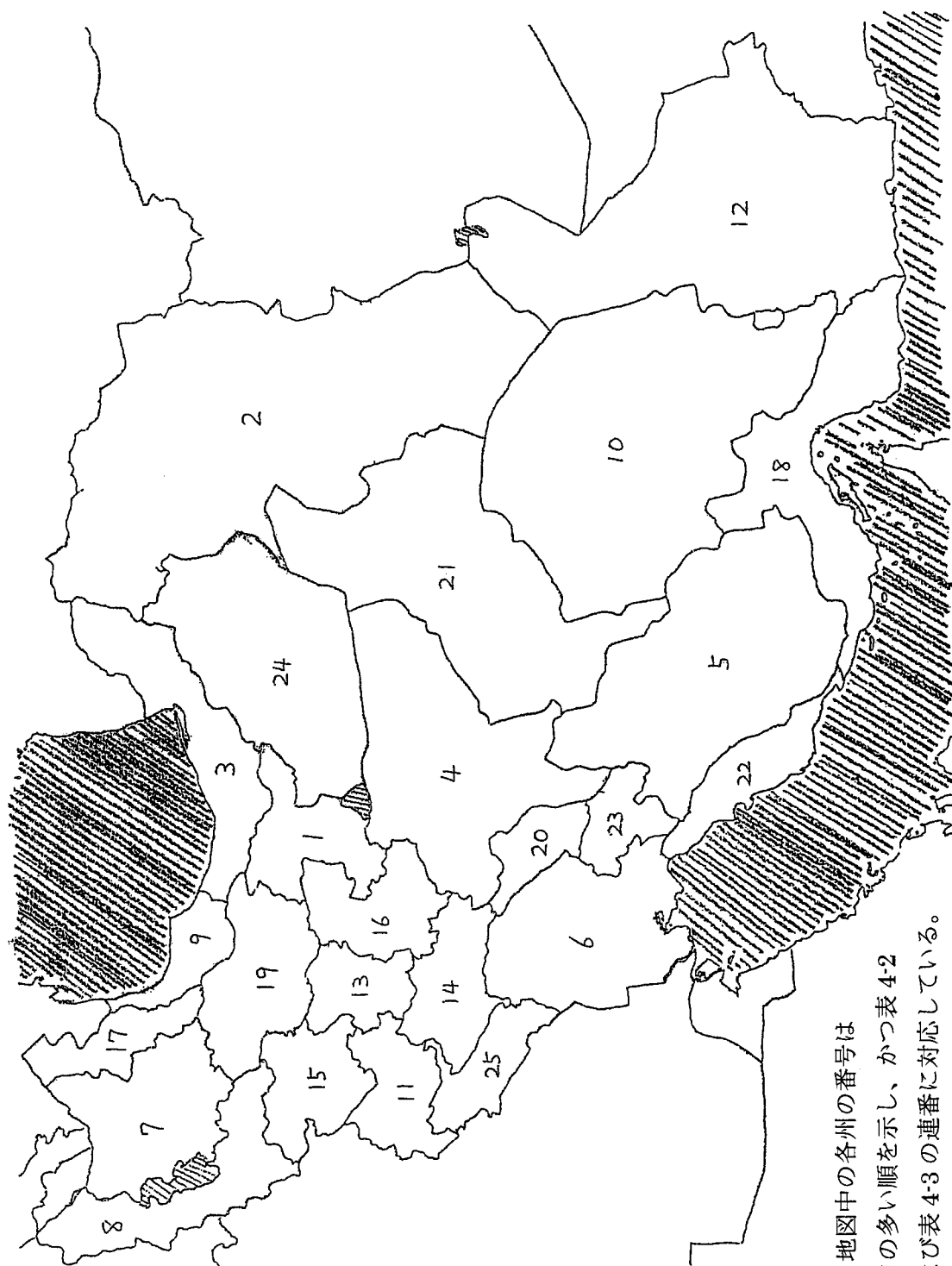


図 4-2 1996 年時点でのイランの州境と人口順位



(注) 地図中の各州の番号は人口の多い順を示し、かつ表 4-2 および表 4-3 の連番に対応している。
(出所) 筆者作成。

表3-1 ズィーバーシャフルの選挙結果

順位	名前	出身地区	得票数
1位	E.ラヒーミー*	レンジュ	1394
2位	M.バーゲリー(ファトホッラーの息子)	フーレンジャー	1338
3位	S.ジャアファリー	フーレンジャー	1329
4位	V.モウメンザーデ	フーレンジャー	1099
5位	M.バーゲリー(ヤダオッラーの息子)	フーレンジャー	1055
6位	D.ガザンファルプール	フーレンジャー	1037
7位	F.ナザリヤーン*	レンジュ	924
8位	H.バフシヤーン*	レンジュ	827
9位	V.シャフィーザーデ	フーレンジャー	804
10位	M.ナーデリー*	アーデルガーン	744
11位	M.ムーサヴィー		718
12位	R.モハンマディー		636
13位	N.モハンマディー	アーデルガーン	556
14位	H.モハンマディー*	アーデルガーン	523
15位	H.ナザリヤーン		515
16位	H.ハーデミー	アーデルガーン	499
17位	E.モハンマディー	アーデルガーン	477
18位	M.マルダーニー	レンジュ	333
19位	A.エブラーヒーミー	レンジュ	331
20位	A.ムーサヴィー	バーグマレク	253
21位	H.バーゲリー	フーレンジャー	201
22位	H.キャリーミー	レンジュ	136
23位	M.エブラーヒーミー	レンジュ	95

(注)アスタリスク(*)は「緑の連合」の推奨候補者を示す。

(出所)選挙直後に入手した一覧表を元に筆者作成。

表4-1 イランのハータミー改革期における国家一般財政の実績概要

	1996/7年(1)	2003/4年(1)	1996/7年(2)	2003/4年(2)
国家一般収入	24,529.9	78,836.6	74.9	90.7
1.租税収入	12,560.2	65,099.0	38.4	74.9
2.その他収入	11,969.7	13,737.6	36.5	15.8
国家一般歳出	37,571.2	178,255.2	114.7	205.2
1.国家歳出	28,863.8	133,521.6	88.1	153.7
2.地方歳出	8,707.4	44,733.6	26.6	51.5
非金融資産の売却		129,030.9	0.0	148.5
1.石油売却	32,745.7	128,153.9	100.0	147.5
2.その他売却		877.0	0.0	1.0
非金融資産の獲得(開発支出)	19,211.9	60,982.9	58.7	70.2
1.国家資産の獲得	15,193.6	50,446.7	46.4	58.1
2.地方資産の獲得	4,018.3	10,536.2	12.3	12.1
国庫全体の収支	492.5	-31,370.6	1.5	-36.1

(注1)単位はBR(10億リヤル)。

(注2)1996年度の石油売却を100とした場合の相対値。

(出所) Central Bank[1997]; [2004]およびStatistical Centre[2000]より筆者作成。

表4-2 1996/7年の各州別地方財政状況

州 名	a. 州別一般歳出	b. 州別開発支出	c. 州別総支出	d. 支出の自律度	e. 州別人口	f. 1人当り支出
全国	8,707,354	4,018,290	12,725,644	0.684	60,055,488	21.2
1 テヘラーン州	1,251,181	238,362	1,489,543	0.840	12,029,283	12.4
2 ホラーサン州	866,100	291,848	1,157,948	0.748	6,047,661	19.1
3 マーザンダラーン州	670,430	264,544	934,974	0.717	4,028,296	23.2
4 エスファハーン州	573,582	150,489	724,071	0.792	3,923,255	18.5
5 ファールス州	619,941	237,275	857,216	0.723	3,817,036	22.5
6 フーゼスターン州	494,381	619,869	1,114,250	0.444	3,746,772	29.7
7 東アゼルバイジャン州	434,138	202,899	637,037	0.681	3,325,540	19.2
8 西アゼルバイジャン州	336,863	161,617	498,480	0.676	2,496,320	20.0
9 ギーラーン州	385,281	134,979	520,260	0.741	2,241,896	23.2
10 ケルマーン州	379,651	153,569	533,220	0.712	2,004,328	26.6
11 ケルマーンシャーン州	262,989	199,089	462,078	0.569	1,778,596	26.0
12 スイースターン・バルーチスターン州	221,946	207,162	429,108	0.517	1,722,579	24.9
13 ハメダーン州	239,594	87,269	326,863	0.733	1,677,957	19.5
14 ロレスターン州	254,331	114,426	368,757	0.690	1,584,434	23.3
15 クルディスターン州	205,060	111,255	316,315	0.648	1,346,383	23.5
16 中央州	198,168	74,035	272,203	0.728	1,228,812	22.2
17 アルダビール州	172,046	114,217	286,263	0.601	1,168,011	24.5
18 ホルモズガン州	152,717	137,291	290,008	0.527	1,062,155	27.3
19 ザンジャーン州	157,798	104,413	262,211	0.602	1,036,873	25.3
20 チャハールマハール・バフティヤーン州	153,908	73,577	227,485	0.677	761,168	29.9
21 ヤズド州	159,029	53,594	212,623	0.748	750,769	28.3
22 ブーシェフル州	152,076	77,506	229,582	0.662	743,675	30.9
23 コフギルーイー・ボイエルアフマド州	132,202	87,119	219,321	0.603	544,356	40.3
24 セムナーン州	115,884	47,349	163,233	0.710	501,447	32.6
25 イーラーム州	118,056	74,538	192,594	0.613	487,886	39.5

(注1) a, bのデータは1375年の補正後予算であり、a, b, c, fの単位は100万リヤル、fの単位は1万リヤルである。

(注2) eのデータは1996年の人口センサスによる。ゴム州の人口はテヘラーン州に算入した。

(注3) dの計算式はa/c, fの計算式はc/eである。

(出典) Statistical Centre[2000: 63, 751, 756]のデータより筆者作成。

表4-3 2003/4年の各州別地方財政状況

州 名	a. 州別一般歳出	b. 州別開発支出	c. 州別総支出	d. 支出の自律度	e. 州別人口	f. 1人当り支出
全国	46,251,447	20,603,360	66,854,807	0.692	60,055,488	111.3
1 テヘラーン州	6,787,627	1,372,483	8,160,110	0.832	12,029,283	67.8
2 ホラーサーン州	4,533,641	1,851,230	6,384,871	0.710	6,047,661	105.6
3 マーザンダーン州	3,696,729	1,098,802	4,795,531	0.771	4,028,296	119.0
4 エスファハーン州	2,934,073	757,481	3,691,554	0.795	3,923,255	94.1
5 ファールス州	3,311,634	1,180,378	4,492,012	0.737	3,817,036	117.7
6 フーゼスターン州	2,649,416	2,131,765	4,781,181	0.554	3,746,772	127.6
7 東アゼルバイジャン州	2,126,151	916,874	3,043,025	0.699	3,325,540	91.5
8 西アゼルバイジャン州	1,726,027	648,181	2,374,208	0.727	2,496,320	95.1
9 ギーラーン州	1,835,758	654,810	2,490,568	0.737	2,241,896	111.1
10 ケルマーン州	1,771,209	924,146	2,695,355	0.657	2,004,328	134.5
11 ケルマーンシャー州	1,380,755	864,298	2,245,053	0.615	1,778,596	126.2
12 スイースターン・バルーチスターン州	1,161,984	1,091,063	2,253,047	0.516	1,722,579	130.8
13 ハメダーン州	1,232,300	455,930	1,688,230	0.730	1,677,957	100.6
14 ロレスターン州	1,389,394	706,621	2,096,015	0.663	1,584,434	132.3
15 クルディスターン州	1,028,607	620,293	1,648,900	0.624	1,346,383	122.5
16 中央州	1,002,515	485,867	1,488,382	0.674	1,228,812	121.1
17 アルダビール州	953,861	456,801	1,410,662	0.676	1,168,011	120.8
18 ホルモズガン州	957,453	1,052,574	2,010,027	0.476	1,062,155	189.2
19 ザンジャーン州	1,431,876	667,554	2,099,430	0.682	1,036,873	202.5
20 チャハールマハール・バフティヤーリー州	799,436	364,222	1,163,658	0.687	761,168	152.9
21 ヤズド州	936,165	291,474	1,227,639	0.763	750,769	163.5
22 ブーシェフル州	776,751	756,910	1,533,661	0.506	743,675	206.2
23 コフギルーイー・ボイエルアフマド州	660,361	476,855	1,137,216	0.581	544,356	208.9
24 セムナーン州	557,349	260,569	817,918	0.681	501,447	163.1
25 イーラーム州	610,373	516,179	1,126,552	0.542	487,886	230.9

(注1) a、bのデータは1382年の補正後予算であり、a、b、c、fの単位は100万リヤル、fの単位は1万リヤルである。

(注2) a、bのデータの一部については表4-2の州の数と合わせるために調整を行った。

(注3) eのデータは1996年の人口センサスによる。ゴム州の人口はテヘラーン州に算入した。

(注4) dの計算式はa/c、fの計算式はc/eである。

(出典) Statistical Centre [2005: 90, 749, 753]のデータより筆者作成。

